

小平市特定保健指導業委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

小平市国民健康保険加入者を対象とする特定健康診査等の結果に基づき、生活習慣病を発症するリスクが高いと判断された対象者に対して、対象者が自らの健康状態や生活習慣の改善すべき点を自覚し、生活習慣改善に向けて自主的な取り組みを継続できるよう支援する保健指導の実施、及び効率的かつ質の高い保健指導を実現する体制を整えることを目標としている。また検査数値が治療域にある対象者に対しては、医療機関への受診勧奨を行うことにより、生活習慣病悪化に伴う重篤な疾患を予防し、対象者の QOL の維持・向上、ひいては健康寿命の延伸、及び将来の医療費適正化を目指すものである。

上記業務に対して、実務遂行能力及び実効性が優位であると認められる、かつ市とともに特定保健指導実施率向上を目指せる業者を最適業者に選定することを本プロポーザルの目的とする。

2 業務の概要

(1) 件名

「小平市特定保健指導業務委託」

(2) 業務内容

厚生労働省の示す「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に準拠し、且つ小平市の業務形態に適した指導プログラム等を対象者へ提供し、3 か月間以上の支援終了後、実績評価及び小平市への報告等を行う。詳細は「小平市特定保健指導業務委託仕様書」を参照すること。

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで（令和8年・9年度特定保健指導対象者）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 発注者

小平市

(5) 契約上限金額

予算額 15,658千円（税込・令和8年度）

※消費税は10%で計算を行うこと。なお、契約期間中に消費税が変更になった場合は別途協議を行うこととする。

3 参加資格条件

(1) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び「小平市特定保健指導業務委託仕様書」に準拠した組織体制であること。

(2) 事業者による参加申込書提出締切り日までに、社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関リストとしての登録があり、保健指導機関番号を取得していること。

(3) 委託する事務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有すること。

(4) 東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービスにおいて、小平市競争入札資格を有しているものであること。

(5) 小平市契約からの暴力団排除措置要綱第3条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。また、申込み及び契約に当たっては、本要綱及び暴力団排除に関する特約条項を遵守すること。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。
- (7) 「小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始がなされていないこと。
- (9) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (10) 特定保健指導業務実績があること。
- (11) 国保連合会システムに提出可能なXMLデータを作成できること。

4 選考スケジュール

- (1) 市ホームページ掲載及び実施要領等配布
令和8年4月2日（木）から令和8年4月13日（月）午後5時まで
- (2) 事業者による参加申込書及び会社概要提出締切り
令和8年4月14日（火）午後5時
- (3) 指名通知発行
令和8年4月16日（木）
- (4) 質問受付
令和8年4月16日（木）から令和8年4月20日（月）午後5時まで
- (5) 質問回答
令和8年4月22日（水）
- (6) 提案書一式の提出締切り・辞退届の提出締切り
令和8年5月12日（火）午後1時まで
- (7) 第一次審査
令和8年5月18日（月）
- (8) 一次審査の結果通知
令和8年5月18日（月）
- (9) 二次審査（提案説明会）
令和8年5月25日（月）
- (10) 審査の結果通知・公表
令和8年6月3日（水）

5 選定方法及び評価基準

各事業者より提案された内容、実施体制により、実効性、経済性等を総合的に、あらかじめ定めた評価基準により評価し、最優秀提案を決定する。

決定に当たっては提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、プレゼンテーションによる提案説明会を実施する。

ただし、応募事業者が5者以上の場合は、評価基準の各項目の点数及び価格に関する評価点を合計し、上位4者を書類により選定した後、上記プレゼンテーションによる提案説明会を実施する。プレゼンテーションによる提案説明会では、資料の追加・差し替えはできない。提案書の語句・数字等の修正は、プレゼンテーション時に説明すること。

参加事業者が1者の場合についても、価格点を除いた技術点（審査委員の平均点）が6割以上の場合、優秀提案事業者とする。

なお、当該契約のための提案書及びその他の書類において虚偽の記載が発覚した場合、評価・審査の対象としない。また、審査委員の評価の中で、最低評価（E評価）の項目が2つ以上ある場合は選定しない。

6 申込・受付方法

(1) 受付期間

令和8年4月2日（木）から4月14日（火）午後5時まで

(2) 申込方法

特定保健指導業務委託に係るプロポーザル参加申込書及び会社概要を持参または郵送すること。

郵送で提出する場合は、令和8年4月14日（火）必着とする。

持参で提出する場合は、土日祝日その他閉館日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯に提出すること。ただし、令和8年4月14日（火）は午後1時までとする。

書類の名称及び様式	内容及び作成要領
小平市特定保健指導業務委託に係る プロポーザル参加申込書（様式1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1号により提出すること。 ・必要事項をみれなく記入すること。
会社概要 （様式2号・A4両面印刷1枚以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2号により提出すること。 ・必要事項をみれなく記入すること。

(3) 受付場所

小平市健康福祉部健康推進課保健指導担当

住所 〒187-0043 小平市学園東町1-19-12 小平市健康センター4階

電話 042-346-3704（直通）

(4) 実施要領等の配布

小平市ホームページの「市政情報」－「事業者向け」－「発注案件のお知らせ」からダウンロードして使用すること。なお、配布期間は4（1）とする。

(5) 申込の辞退

参加申込書等を提出した後に提案を行わないことを決めた場合は、参加辞退届（任意の書式）を令和8年5月12日（火）午後1時までに提出すること。

(6) 提出された参加申込書等を審査し、参加資格条件を満たしている事業者には、指名通知を令和8年4月16日（木）に送付する。

(7) 提出書類の内容及び作成要領

書類の名称及び様式	内容及び作成要領
特定保健指導業務提案書 （様式自由・A4両面印刷10枚以内 長辺綴じ・縦横は問わない）	<ul style="list-style-type: none"> ・10枚以内であること（表紙・目次も含む） ・「8 評価基準」に示す項目にあわせて、目次及び提案内容を表記すること。 ・作成部数は表紙に代表者印を押印したものを1部と、社名の記載のないものを15部準備すること。 ・提案内容は一切社名がわからないようにすること。
経費見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3号-①により提出すること。

<p>(様式3号-①、②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に代表者印を押印したものを1部と、社名の記載のないものを15部準備すること。 ・様式3号-②においては、支援・募集活動・報告等といった各項目1人当たりの単価を記載すること。 ・必要となる経費の総額が「2業務の概要(5) 契約上限金額」に記載する金額を超えないこと。 ・本契約は複数単価契約となるため、仕様に示している業務についてはもれなく単価項目を立て、予定回数を記載すること。 <u>また、備考には各項目の費用の詳細を記載すること。</u> ・セミナーについては年4回以上、会場は市施設、定員25名と仮定して見積書を作成すること。 ・経費見積書の記載にあたっては、令和8年度の目標実施率に関する実施見込み者数を参照すること。 (積極的支援80名、動機付け支援400名) ・消費税は一律10%で計算を行うこと。 ・契約期間中に消費税が変更になった場合は別途協議を行うこととする。
<p>特定保健指導業務委託実績書 (様式4号・A4両面印刷1枚以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4号により提出すること。 ・必要事項をもれなく記入すること。 ・特定保健指導業務委託の実績のみを記載すること。 ・代表者印を押印したものを1部と、社名の記載のないものを15部準備すること。 ・納入団体の都道府県までの実名表示は可とするが、市町村名はA市等の表記にて匿名とすること。

(8) 提出書類の注意事項

- ① 経費見積書は2枚1組として左上をステープラーでとめること。
- ② 指定した提出書類以外は評価の対象にはならない。
- ③ 提出後の書類の修正・変更は原則不可とする。ただし、やむをえない理由が生じ、小平市が承諾した場合はこの限りではない。
- ④ 提出書類は一切返却しないものとする。
- ⑤ 提出書類の著作権は、プロポーザル参加事業者に帰属するが、小平市が本プロポーザルに関する報告・公表等により必要な場合は、事業者の了承を得ずに提出書類の内容を無償で使用するものとする。

7 提案書等の提出方法 (指名通知を受けた事業者のみ)

(1) 提出期限

令和8年5月12日(火) 午後1時まで(必着)

(2) 提出場所

小平市健康福祉部健康推進課保健指導担当

〒187-0043 小平市学園東町1-19-12 小平市健康センター4階

電話042-346-3704（直通）

(3) 提出方法

郵送又は窓口持参とする。

郵送で提出する場合は、令和8年5月12日（火）必着とする。

持参で提出する場合は、土日祝日その他閉館日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯に提出すること。

ただし、令和8年5月12日（火）は午後1時までとする。

※なお、書類を持参する際は、事前に連絡をすること。

8 質疑・応答

本事業委託の内容に関する質疑については、小平市特定保健指導業務委託に係るプロポーザルに関する質問書（様式5号）に記載し、メールにより送付すること。

(1) 質問受付期限

令和8年4月20日（月）午後5時まで

(2) 質問先

小平市健康福祉部健康推進課保健指導担当

E-mail kenkosuishin@city.kodaira.lg.jp

(3) 提出方法

上記の電子メールアドレス宛てに、小平市特定保健指導業務委託に係るプロポーザルに関する質問書（様式5号）で送信すること。質問メールを受領後に、受付完了メールを返信するので、確認すること。

なお、電子メールの件名には、【社名・小平市特定保健指導業務委託・質問】と付すこと。

(4) 市からの回答

令和8年4月22日（水）

(5) 回答方法

小平市ホームページ上に、令和8年4月24日（金）まで記載する。

なお、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

9 評価基準

(1) 審査方法

事業者名を伏せた提案書等を下記のとおり審査・評価するものとする。審査実施者は、小平市特定保健指導業務委託に係るプロポーザル審査委員会の委員長及び委員とする。なお、各評価項目の評価は、絶対評価とする。

① 一次審査（応募事業者が5者以上の場合、書類による一次審査実施）

ア 審査実施者は、8（2）評価基準により各項目について審査を行う。

イ 応募事業者が5者以上の場合は、評価基準の評価点（技術点）及び価格に関する評価点（価格点）を合計し、点数が上位4者の事業者をプレゼンテーションによる提案説明会の参加対象事業者とする。

※技術点及び価格点は、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求める。

ウ 価格点については、プロポーザル参加事業者の中で最低価格に対する自社の価格により評価する。算出方法は次のとおりである。

40点×(最低見積価格/自社の見積価格)＝価格点

※ただし、見積金額が契約上限金額を超過する場合は、評価及び審査の対象としない。

② 二次審査

ア 提案書等についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い審査する。1事業者当たり準備を含めて50分とし、そのうち冒頭20分以内で提案書のプレゼンテーションを受け、審査委員会によるヒアリングを25分程度実施する(時間は変更の可能性あり)。

イ プレゼンテーションにはスクリーン、プロジェクターを市が準備するが、パソコンにおいては、事業者側であらかじめ準備すること。

ウ 説明員は3名以内とする。また、説明員は社名のわかるもの(名札・バッジ等)を身につけないこと。

エ 審査実施者は、8(2)評価基準により各項目について審査を行う。

オ 価格点については、プロポーザル参加事業者の中で最低価格に対する自社の価格により評価する。算出方法は次のとおりである。

40点×(最低見積価格/自社の見積価格)＝価格点

カ 各審査委員の技術点と価格点の合計点が、最も高い提案を行った事業者を1者決定し、契約候補者に特定する。最優秀提案が2事業者以上ある場合は、採点基準の「A」の合計数が多い提案を最優秀の提案とする。ただし、契約締結に至らないときは、次順位者と契約交渉を行う場合があるものとする。

(2) 評価基準

各評価項目の該当状況に応じて、A～Eの評価を付す。

	採点基準	配点(評価項目ごと)	
		評価内容 (3) (4) (6) (9) (14) (24) (25)	左記以外の評価項目
A	優れている	10	5
B	やや優れている	8	4
C	標準的である	6	3
D	やや劣っている	4	2
E	劣っている	2	1

(3) 評価項目について

小平市特定保健指導業務委託に係るプロポーザル審査委員会は、審査するにあたり、次に掲げる項目に基づき審査を行うものとする。

① 評価項目、配点等

評価項目	満点	評価内容	配点
1 会社概要	20	(1) 事業者の企業理念について	5
		(2) 特定保健指導業務実績について	5
		(3) 受託に対する姿勢(熱意、実施率向上への意欲)について	10
2 特定保健指導利用促進・脱落予防に向けた取り組みに関する提案	30	(4) 広報物等、保健指導に関心を引く工夫について	10
		(5) 脱落者予防のための工夫について	5
		(6) 経年対象者及び無関心層の参加を促すための工夫について	10

		(7)利用勧奨の手法及び方針について	5
3 特定保健指導の内容に関する提案	3 5	(8)小平市の特性や健康課題の理解度について	5
		(9)保健指導の使用教材やツールについて	1 0
		(10)行動変容を含むアウトカムの達成に向けての個別支援について	5
		(11)運動・栄養等セミナーの実施体制や内容	5
		(12)終了者が健康行動を継続するための工夫について	5
		(13)治療域に属する者への受診勧奨のための工夫について	5
4 人材確保・養给力	1 5	(14)継続的な技術研修、業務に関する研修について	1 0
		(15)十分な経験、スキルを有する者の業務への従事等について	5
5 実施体制・安全管理	2 0	(16)対象者の利便性に配慮した実施体制について	5
		(17)予約状況に応じて十分な人員を確保できる体制にあるか	5
		(18)苦情や事故等への対応体制や安全管理について	5
		(19)市との情報共有、報告のための連絡体制について	5
6 個人情報保護対策	1 5	(20)～(22)セキュリティ及び個人情報保護の管理体制について	項目毎に5
7 分析、評価、報告について	1 5	(23)事業全体の評価・小平市への報告・結果分析について	5
		(24)他自治体の分析結果も活かした企画提案について	1 0
8 その他	1 0	(25)上記以外で評価すべき特記事項があるか	1 0

② 価格評価基準

項目	評価内容	配点
提案見積金額について	(所管課による配点) 経費の算定式について	4 0

1 0 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザル期間中に小平市から指名停止処分を受けた者は、本業務の委託受注資格を失う。
- (2) 提出書類が次の条件の一つに該当する場合には、無効となることがある。
 - ① 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
 - ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑥ 提案書について、提出者が特定できる内容を記載した場合。
 - ⑦ その他、審査委員会が不適格と認めたもの。
 - ⑧ 提案辞退届により提案を辞退したものが提出したもの。
- (3) プロポーザルに参加する費用は、全て事業者の負担とする。
- (4) 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は、審査を中止することがある。
- (5) 本業務の契約にあたっては、別添の「業務委託契約書約款」、「個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書」、「環境により良い自動車利用に関する特記仕様書」及び「暴力団排除に関する

る特約条項」に同意すること。

- (6) 本業務は、業務提供内容に事後審査を実施する。事後審査の時期については、原則、業務履行後かつ最終検査の前に行うものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報は、小平市情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。
- (8) その他疑義が生じた場合は、審査委員会で協議する。

1.1 問い合わせ先

小平市健康福祉部 健康推進課 保健指導担当

住所 〒187-0043 東京都小平市学園東町1-19-12 小平市健康センター4階

電話 042(346)3704

E-mail kenkosuishin@city.kodaira.lg.jp